

独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会の進め方 (案)

○ 会計基準等部会の所掌事務

会計基準等部会の所掌事務は、部会設置規程（平成 27 年 4 月 9 日独立行政法人評価制度委員会決定）により、独立行政法人の会計に関する事項（以下「会計基準」と略称）及び独立行政法人の会計監査人の監査に関する事項（以下「監査基準」と略称）について調査審議することとされている。

（参考）会計基準等部会の前身である「独立行政法人会計基準研究会」においては、

- (i)独立行政法人制度改革に関する閣議決定等で会計基準及び監査基準の策定・見直しが求められた場合、
 - (ii)企業会計基準の改訂が行われたときに、当該改訂が独立行政法人の公共的な性格を踏まえ修正する必要がある場合、
- 会計基準及び監査基準の改訂の検討を行っていた。

以上を踏まえ、具体的な調査審議事項としては、以下の通りとしたい。

- ①独立行政法人制度改革や企業会計基準の改訂を踏まえ、総務大臣の諮問を受けて、会計基準及び監査基準の改訂を検討し、必要に応じ、その成果を総務大臣に対し答申すること。
- ②独立行政法人会計基準及び監査基準の抱える種々の課題について、調査研究を行い、その成果を提示・公表すること。

○ 会計基準等部会の当面の進め方

上記①については、平成 27 年 1 月に、平成 25 年 12 月の独立行政法人制度改革に関する閣議決定及び最近の企業会計基準の改訂を踏まえた改訂を行ったところ。

当面は上記②について、会計基準の中長期的な課題（詳細は資料 2 参照）を整理し、今後の会計基準改訂にあたっての基本的な指針を提示することとしてはどうか。

○ 会計基準の中長期課題の検討について

以下のスケジュールにより会計基準等部会で議論を進め、独立行政法人評価制度委員会に報告・了承を求めることとしてはどうか。

第 1 回（平成 27 年 5 月 29 日）

論点（たたき台）の提示・議論

第 2 回（平成 27 年夏）

論点の整理

第 3 回以降（資料 2 の個別論点ごとに開催）

個別論点の方向性の検討

（ワーキング・チームを立上げ、個別論点の詳細を検討）

第 X 回

「今後の独立行政法人会計基準改訂にあたっての基本的な指針」（仮称）の提示

（取り扱う論点が会計基準全体に及ぶため、議論の進捗状況によっては、論点ごとに報告をまとめることなどを検討）

○ 監査基準に係る中長期課題

監査基準に係る中長期課題の検討については、独立行政法人会計基準の中長期課題との対応関係や整合性を踏まえた検討を行う必要があることから、監査基準の中長期課題の検討については、独立行政法人会計基準の中長期課題が整理できた段階で検討する。